第一 趣旨

この法律は、 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会

以 下 「大会」と総称する。)が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、 大会

の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

 \mathcal{O} 設置及び基本方針の策定について定めるとともに、 国有財産の無償使用等の特別 の措置を講ずるものと

すること。

(第一条関係)

第二 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

一設置

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、 内閣に、 東京オリンピ

ツ ク競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 (以下「本部」という。) を置くものとすること。

所掌事務

(第二条関係)

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

1 大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的 か つ集中的な推進を図るための基本的な方針 以

下「基本方針」という。)の案の作成に関すること。

2 基本方針の実施を推進すること。

3 大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(第三条関係

 \equiv 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競 技大会推進本部長

本部の長は、 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長とし、 内閣総理大

臣をもって充てるものとすること。

(第五条第一項関係

匹 東京、 オリンピック競 技大会・東京パラリンピック競技大会推進 副 本 ·部長

本部に、 東京オリンピ ック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長を置き、 内 閣官房長

官及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 (内閣 総理大臣 の命を受けて

大会の円滑な準備及び 運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関 し内閣総理大臣を助けること

をその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てるものとすること。 (第六条第一項関係)

五. 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部員

本部 に、 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部員を置き、 本部員は、 本

部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとすること。

(第七条関係)

六 設置期限

本部は、 平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとすること。

(第十条関係)

第三 基本方針

内閣総理大臣は、 基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならないものとすること。

(第十三条第一項関係)

基本方針には、 次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 大会の円滑な準備及び 運営 の推進の意義に関する事 項

2 大会の円滑な準備及び 運営 の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

3 大会の円滑な準備及び 運営の推進に関し政府が講ずべき措置に関する計画

4 その他、 大会の円滑な準備及び運営の推進に関し必要な事項

(第十三条第二項関係)

 \equiv 内閣 総理大臣は、 による閣 議 の決定があったときは、 遅滞なく、 基本方針を公表 しなけ れ ば ならな

いものとすること。

(第十三条第三項関係

一国有財産の無償使用

第四

大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

玉 は、 政令で定めるところにより、 公益財団 法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織 委

員会 (以 下 「組織委員会」という。) が大会の準備又は運営のために使用する施設の 用に供される国有

財産法第二条に規定する国 l有財¹ 産を、 組織委員会又は当該施設を設置する者に対し、 無償で使用させる

ことができるものとすること。

(第十四条関係

二 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お 年 玉 付 郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、 同条第二項に規定

するものの ほ か、 組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的とし

て発行することができるものとすること。

(第十五条関係

三 組織委員会への国の職員の派遣等

1 組織委員会による派遣の要請

組織委員会は、 大会の 準 備 及び運営に関する業務のうち、 スポ ーツに関する外国の行政機関その他

の関係機関との連絡調整、 大会の会場その他の施設の警備に関する計画及び選手その他の関係者 の輸

送に関する計画の作成、 海外からの賓客の接遇その 他国 の事務又は事業との密接な連携の下で実施 す

る必要が あるも \mathcal{O} (以 下 「特定業務」という。) を円滑 かつ効果的 に行うため、 玉 \mathcal{O} 職 員 を 組 織 委員

会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、 任命権者に対し、 その派遣

を要請することができるものとすること。

(第十六条関係)

2 国の職員の派遣

任命 権者は、 1による要請 があった場合にお いて、 スポー ツ の 振興、 公共の安全と秩序 の維持、

交通 の機能 の確保及び向上、外交政策の推進その他 の国 |の責務を踏まえ、 その要請に係る派遣 の必

要性、 派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、 国の事務又は事業との密接な連 携を確保す

るために相当と認めるときは、これに応じ、 国の職員の同意を得て、 組織委員会との間の取決めに

基づき、 期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行うものとして当該国の職員を組織 委

員会に派遣することができるものとすること。

(第十七条第一項関係)

(__) 任命権者は、一の同意を得るに当たっては、 あらかじめ、 当該国の職員に一の取決めの内容及び

当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならないものとすること。

(第十七条第二項関係)

(三) 一による派遣の期間は、 三年を超えることができないものとする。ただし、 組織 委員会からその

期間 玉 の職員の同意を得て、 0 延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、 当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長すること 当該

ができるものとすること。

(四)

第十七条第五項関係

一により組織委員会において特定業務を行う国の職員は、 その派遣の期間中、 その同意に係る()

の取決めに定められた内容に従って、 組織委員会において特定業務を行うものとすること。

(第十七条第六項関係)

(五) 一により派遣された国の職員 (以下「派遣職員」という。) は、 その派遣の期間中、 国の職員と

しての身分を保有するが、 職務に従事しないものとすること。

(第十七条第七項関係)

3 職務への復帰

派遣 職 員は、 その 派遣の期間が満了したときは、 職務に復帰するものとすること。

(第十八条第一項関係

4 派遣期間中の給与等

任命 権 者 は 組織委員会との間で2の一の取決めをするに当たっては、 2の一により派遣され る

玉 の職 員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、 当該国 の職員がその派遣前 に従

事 して 7 た職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の 額が 確保されるよう努

めなければならないものとすること。

(第十九条第一項関係

 $(\underline{})$ 派遣 職員には、 その 派 遣 の期間中、 給与を支給しないものとすること。 ただし、 組織 委員会にお

1 て特定業務が円滑 か つ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは

当該 派遣職員には、 その派遣の期間中、 組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の 額 に照ら

して必要と認められる範囲内で、 俸給、 扶養手当、 地域手当、 広域異動手当、 研究員調整手当、 住

居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができるものとすること。

(第十九条第二項関係

5 国家公務員共済組合法等の特例

組織委員会への国 の職員の派遣に関し、 国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、 般職 \mathcal{O}

職員の給与に関する法律及び 国家公務員退職手当法の特例を定めること。

(第二十条から第二十四条まで関係

6 派遣後の職務への復帰に伴う措置

派遣職 員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、 部内の他 の職員と

 \mathcal{O} 権 衡 上 必 要と認め られる範囲 内に お į١ て、 人事院規則の定めるところにより、 必要な調整を行うこ

とができるものとすること。

(第二十五条関係)

7 人事院規則への委任

この法律に定めるもの のほ か、 組織委員会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必

要な事項は、 人事院規則で定めるものとすること。

(第二十六条関係)

8 防衛省の職員への準用等

組織委員会へ 0 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 職員の派遣に関する規定の準用等、 防衛省の職員の派遣に関し必要な事項を規

定すること。

(第二十七条関係)

9 組織委員会の役員及び職員の地位

組織委員会の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の適用については、 法令により公務に従事する職

員とみなすものとすること。

(第二十八条関係)

第五 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

(附則第二条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

内閣法の一部を改正し、

本部が置かれている間、

国務大臣の数の上限を一名増員するものとすること。